

第 83 期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年12月18日（金曜日）
午前10時

場 所

福岡市東区馬出一丁目11番11号
当社本店三階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

議決権行使期限

2020年12月17日（木曜日）
午後5時30分まで

日本乾溜工業株式会社

証券コード：1771



CONTENTS

- 第83期定時株主総会招集ご通知…………… 1
(添付書類)
- 事業報告 …………… 5
- 連結計算書類 …………… 23
- 計算書類 …………… 34
- 監査報告書 …………… 43
- 株主総会参考書類 …………… 49

お土産の配付中止について

接触感染リスクの軽減及び株主総会会場の入退場口の混雑を回避するため、お土産の配付を取りやめさせていただきます。

株 主 各 位

証券コード 1771
2020年12月3日

福岡市東区馬出一丁目11番11号

日本乾溜工業株式会社

代表取締役社長 伊東幸夫

第83期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。

当日の出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年12月17日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、上記の行使期限までに当社の指定するサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市東区馬出一丁目11番11号
当社本店三階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第83期（自2019年10月1日 至2020年9月30日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期（自2019年10月1日 至2020年9月30日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kanryu.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

- ◆ご来場いただく場合はマスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒についてご協力をお願い申し上げます。
- ◆会場入口において、株主様には体調のご確認や検温にご協力をお願い申し上げます。
- ◆体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主総会へのご出席をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。
- ◆会場運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえで、全員マスクを着用して対応いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



開催日時 2020年12月18日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットによる議決権行使



行使期限 2020年12月17日（木曜日）午後5時30分まで

パーソナルコンピュータや携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。

なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、次頁に記載のお問合せ先にご照会ください。

スマートフォンを
ご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。詳細は次頁をご覧ください。



郵送による議決権行使



行使期限 2020年12月17日（木曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

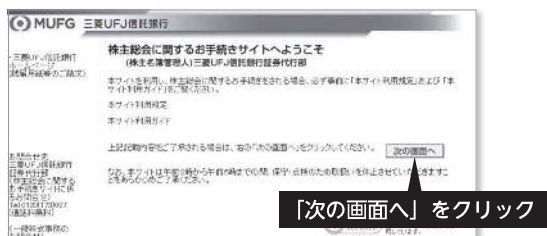
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

二次元コード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記二次元コードを利用してアクセスすることも可能です。

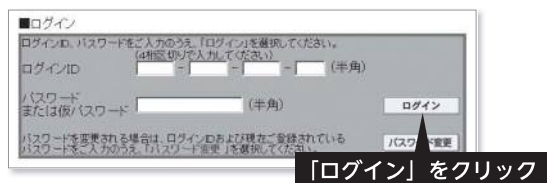


① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



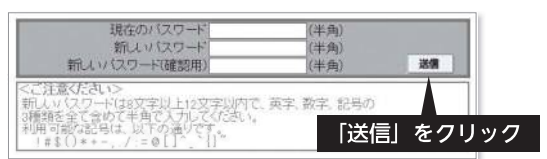
「次の画面へ」をクリック

② お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました。

「ログイン用二次元コード」
はこちら



議決権行使書副票（右側）

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
2回目以降のログインの際は、左記のご案内に従ってログインしてください。

❗ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使についてのお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

通話料無料 受付時間 午前9時～午後9時

(添付書類)

事業報告 (自2019年10月1日 至2020年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移していましたが、本年初めからの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界的規模の経済活動停滞による影響など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループが主力事業とする建設業界におきましては、東京五輪関連事業が一段落したことに加え、建設労働者不足や建設資材価格の高止まりなど、受注環境は依然として厳しい状況で推移したものの、公共投資、民間設備投資は堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは、『100年企業に向けた強固な足場作りとして、グループ一体で営業力・技術力を結集し、地元九州の業界で絶対的存在感を発揮する。』ことを目標と掲げ、企業価値の向上に向けて取り組んでまいりました。

当社グループの連結業績につきましては、主力の建設事業が好調であったことから、売上高は144億9百万円（前期比5.5%増、7億52百万円増）となりました。

利益面につきましては、売上高の増加と原価管理や工事における工程管理が徹底できたことから売上総利益率が向上し、営業利益は9億円（前期比2.3%増、20百万円増）、経常利益は9億53百万円（同2.5%増、23百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億28百万円（同0.3%減、1百万円減）となりました。

[建設事業]

建設事業における工事につきましては、前期につづき高速道路ナンバリングに伴う標識取替やワイヤーロープ式防護柵などの大型工事、災害復旧や防災減災のための法面工事や自然景観に配慮した公園等の景観工事が増加したことから完成工事高は前期を上回りました。

また、建設工事関連資材の販売につきましては、熊本震災復興関連の土木資材や駅前広場の歩道屋根等の景観資材、橋梁等のメンテナンス資材が減少したことから商品売上高は前期を下回りました。

以上の結果、建設事業の売上高は118億5百万円（前期比6.5%増、7億19百万円増）と前期を上回りました。

なお、当社グループの建設事業の工事における当期の受注高・完成工事高及び次期繰越高は、下記のとおりであります。

（単位：百万円）

	前期繰越高	受注高	完成工事高	次期繰越高
2019年9月期	2,186	7,252	6,939	2,499
2020年9月期	2,499	9,071	7,723	3,847

〔防災安全事業〕

防災安全事業につきましては、備蓄用の簡易トイレや発電機等の資機材の販売は官公庁からの発注量減少に加え、企業間競争の激化により前期を下回りましたが、新型コロナウイルス対策用品の販売が増加したことから売上高は前期を上回りました。

以上の結果、防災安全事業の売上高は21億89百万円（前期比7.4%増、1億50百万円増）となりました。

〔化学品事業〕

化学品事業につきましては、タイヤの製造過程で使用されるゴム加硫剤（不溶性硫黄）の販売は、消費増税の反動や新型コロナウイルス感染拡大の影響によりタイヤ需要が低調に推移したことから、前期を下回りました。

また、当社オリジナル製品である環境型自然土防草舗装材（製品名：雑草アタック）の販売につきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により低調に推移したことから前期を下回りました。

以上の結果、化学品事業の売上高は4億14百万円（前期比22.0%減、1億17百万円減）となりました。

〔事業別売上高〕

区 分	前 期 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当 期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		前 期 比 率 増 減
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
建 設 事 業	11,085,832千円	81.2%	11,805,435千円	81.9%	6.5%
防 災 安 全 事 業	2,039,171	14.9	2,189,403	15.2	7.4
化 学 品 事 業	531,993	3.9	414,945	2.9	△22.0
合 計	13,656,998	100.0	14,409,783	100.0	5.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は74百万円であり、その主なものは、防護柵施工機購入による17百万円であります。

なお、これらの所要資金は、自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達については、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と経済活動再開のバランスが一段と重要性が増していくものと予想され、個人消費の落ち込みや企業の収益悪化を受けた設備投資の減少などが要因となり、雇用・所得環境の悪化が懸念され、先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループが主力事業とする建設業界におきましては、公共事業費予算については、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の最終年度であり、インフラの老朽化対策により前年度並みの水準が確保される見込みであることから、一定の公共投資は見込めるものの、人件費や資材の高騰に加え、受注競争の激化など経営環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループは、更なる成長を遂げ、新たな事業成長戦略策定から業容拡大を図り、より安定した経営基盤を構築することでスピード感のある成長加速の布陣を整えるため、2023年9月期を最終年度とする3カ年の【第84期～第86期 中期経営計画】を新たに策定いたしました。本計画期間を「将来の成長加速に向けた仕込みと筋力強化のステージ」と位置づけ、成長分野での事業推進及び生産性の向上について、積極的な展開に取り組んでまいります。

株主様をはじめお取引先様の更なるご支援が得られるよう、役職員一同、誠心誠意努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 80 期 2017年 9月期	第 81 期 2018年 9月期	第 82 期 2019年 9月期	第 83 期 (当連結会計年度) 2020年 9月期
売上高	12,185,655	12,759,887	13,656,998	14,409,783
経常利益	620,403	705,616	929,578	953,101
親会社株主に帰属する当期純利益	444,818	484,303	630,795	628,829
1株当たり当期純利益	85円08銭	92円91銭	121円98銭	121円59銭
総資産	8,866,209	9,173,855	9,992,307	12,184,430
純資産	5,382,940	5,869,456	6,306,198	6,870,739

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第83期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第82期の期首から適用しており、第81期以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 80 期 2017年 9月期	第 81 期 2018年 9月期	第 82 期 2019年 9月期	第 83 期 (当事業年度) 2020年 9月期
売上高	11,816,859	12,355,898	13,199,372	13,609,286
経常利益	603,687	655,991	855,555	891,226
当期純利益	431,260	447,017	571,626	621,212
1株当たり当期純利益	82円39銭	85円52銭	110円24銭	120円08銭
総資産	8,743,310	8,950,782	9,755,505	11,246,925
純資産	5,316,702	5,763,129	6,165,449	6,730,004

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第82期の期首から適用しており、第81期以前の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
佐賀安全産業株式会社	10,000	100.0	各種建設工事、建設資材の販売、防災用品、産業安全衛生用品等の販売
株式会社旭友	25,000	100.0 (100.0)	同上
株式会社大邦興産	10,000	100.0	同上
株式会社ニチボー	50,000	100.0	地盤改良・地すべり対策・法面保護工事

(注) 1. 株式会社ニチボーは2020年8月に新たに子会社となりました。
2. 出資比率の()は、間接所有の割合を内書きで示しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

当社グループは、当社及び子会社4社で構成され、主要な事業内容は次のとおりであります。

なお、当社は、建設業者として国土交通大臣より、特定建設業及び一般建設業の許可を受けて、建設業を営んでおります。

事業部門	主要な事業内容
建設事業	交通安全施設工事、法面工事、景観工事等の各種建設工事、各種建設工事に関連する資材の販売
防災安全事業	防災用品の販売、産業安全衛生用品等の販売
化学品事業	不溶性硫黄の製造、環境型自然土防草舗装材の製造

(8) 主要な営業所及び工場（2020年9月30日現在）

① 当社

本 社 福岡市東区馬出一丁目11番11号
 営 業 所 福岡本社営業部、北九州本社営業部、北九州防災安全部、
 久留米本社営業部、佐賀支店、長崎支店、熊本支店、鹿児島支店、
 宮崎支店、大分支店、木更津支店
 工 場 黒崎工場（北九州市）

(注) 1. 2020年10月1日付で大分防災安全部を新設いたしました。

2. 2020年10月1日付で福岡本社営業部は福岡営業部、北九州本社営業部は北九州営業部、久留米本社営業部は久留米営業部に名称変更いたしました。

② 佐賀安全産業株式会社

本 社 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1281番地14

③ 株式会社旭友

本 社 宮崎県宮崎市大字本郷北方字境田3041番地1

④ 株式会社大邦興産

本 社 熊本県熊本市東区健軍本町24番10号

⑤ 株式会社二チポー

本 社 福岡市博多区板付四丁目7番28号

(9) 従業員の状況（2020年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
293名	57名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人員（51名）は含んでおりません。

3. 前連結会計年度末に比べて「従業員数」が57名、「臨時従業員数」が19名それぞれ増加しておりますが、主として株式会社二チポーが連結子会社になったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	186名	3名増	45才6か月	15年3か月
女 性	38名	4名増	39才6か月	10年4か月
合計又は平均	224名	7名増	44才6か月	14年5か月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数には臨時従業員の期中平均雇用人員（30名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2020年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 福 岡 銀 行	790百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	18,000,000株
	第1回優先株式	2,000,000株
(2) 発行済株式総数	普通株式	5,102,000株
	(うち自己株式)	61,762株
	第1回優先株式	2,000,000株
(3) 期末株主数	普通株式	1,536名 (前期末比 313名増)
	第1回優先株式	1名 (前期末比 -名)

(4) 大株主の状況

株主名	持株数			合計株式 持株比率
	普通株式	第1回優先株式	合計株式	
株式会社福岡銀行	245千株	2,000千株	2,245千株	31.89%
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	290	-	290	4.12
日鉄建材株式会社	220	-	220	3.12
株式会社西日本シティ銀行	191	-	191	2.71
株式会社にしけい	188	-	188	2.67
日本乾溜工業従業員持株会	167	-	167	2.38
大阪中小企業投資育成株式会社	134	-	134	1.90
日本乾溜工業取引先持株会	129	-	129	1.85
J F E 建 材 株 式 会 社	123	-	123	1.75
神鋼建材工業株式会社	120	-	120	1.70

(注) 1. 合計株式持株比率は、自己株式(61,762株)を控除して計算しております。
 2. 第1回優先株式につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、定款の定めにより、株主総会において議決権を有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年9月30日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
伊東幸夫	代表取締役社長	事業本部長・建設事業部長
大谷友昭	専務取締役	経営管理本部長
後藤信博	取締役	化学品事業部長・黒崎工場長
今田暢也	取締役	建設事業部工事統括部担当
田吹一茂	取締役	防災安全事業部長・防災安全推進部長
荒木強	取締役	建設事業部営業統括部長
春山九州男	取締役	春山法律事務所代表弁護士 公益財団法人アクロス福岡理事
江上純	監査役（常勤）	
永原豪	監査役	徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士 福岡県建築審査会委員 九州大学法科大学院非常勤教員 福岡県弁護士会副会長兼福岡部会長
熊谷善昭	監査役	徳永・松崎・斉藤法律事務所マネージングパートナー弁護士 公益財団法人九配記念育英会理事 公益財団法人福岡労働衛生研究所理事

- (注) 1. 取締役春山九州男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役永原豪及び熊谷善昭の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役春山九州男、監査役永原豪及び監査役熊谷善昭の3氏は、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役春山九州男、監査役永原豪及び監査役熊谷善昭の3氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当期末以降の取締役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
伊東幸夫	代表取締役社長 事業本部長・建設事業部長	代表取締役社長 ・営業本部長	2020年10月1日
後藤信博	取締役化学品事業部長 ・黒崎工場長	取締役黒崎工場長	
今田暢也	取締役 建設事業部工事統括部担当	取締役 (広域工事部管掌)	
田吹一茂	取締役防災安全事業部長 ・防災安全推進部長	取締役防災安全推進部長 ・北九州防災安全部長 (営業本部管掌)	
荒木強	取締役 建設事業部営業統括部長	取締役南九州ブロック長 (営業本部管掌)	

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	113,260千円 (4,550千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,250千円 (6,250千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (3名)	126,510千円 (10,800千円)

- (注) 1. 株主総会の決議（1995年12月21日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は、月額12,000千円以内であり、株主総会の決議（1995年12月21日改定）による監査役報酬限度額は、月額4,000千円以内であります。
2. 報酬等の額には、2020年12月18日開催の第83期定時株主総会において決議予定の役員賞与13,980千円（取締役7名 13,450千円（うち社外取締役1名 350千円）、監査役3名 530千円（うち社外監査役2名 250千円））を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	春 山 九 州 男	当期に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、弁護士として企業法務に関する高度な専門的見地からの発言を行っております。

② 社外監査役に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	永 原 豪	当期に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、弁護士として企業法務に関する高度な専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会10回のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	熊 谷 善 昭	当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、弁護士として企業法務に関する高度な専門的見地からの発言を行っております。また、当期に開催された監査役会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 重要な兼職先と当社の関係

- ・取締役春山九州男氏は、春山法律事務所の代表弁護士及び公益財団法人アクロス福岡理事を務められておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役永原豪氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の代表弁護士であり、当社は、同法律事務所に所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しておりますが、同氏との間には、過去から現在に至るまで、顧問契約、コンサルティング契約等は一切ありません。また、同氏は、福岡県建築審査会委員、九州大学法科大学院非常勤教員及び福岡県弁護士会副会長兼福岡部会長を務められておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役熊谷善昭氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所のマネージングパートナー弁護士であり、当社は、同法律事務所に所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しておりますが、同氏との間には、過去から現在に至るまで、顧問契約、コンサルティング契約等は一切ありません。また、同氏は、公益財団法人九配記念育英会及び公益財団法人福岡労働衛生研究所理事を務められておりますが、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,780千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2,730千円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	27,510千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、会計に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は経営理念である『環境にやさしく安全な社会の創造に向けてあくなき挑戦を続ける。』のもと、法令、その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い社会に貢献するため、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定め、取締役はその遵守及び浸透を徹底する。

コンプライアンス体制の整備及び維持を図るため、コンプライアンス室を設けるとともに「内部通報規程」を設け、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制を構築する。

当社は、監査役会を設置し、各監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の状況の監督・監視を行う。

(2) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持するとともに閲覧対象者の制約を設ける。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクの把握と管理体制を構築するため「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

リスク管理に関する事項についてリスク管理委員会を設置し、月1回のリスク管理委員会を開催するほか、具体的な個別事案については、都度取締役会に報告する。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

③ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について取締役会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職制規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

④ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

法令、その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い社会に貢献するため、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定める。

コンプライアンス室を設け、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス室の担当者を直接の情報受領者とする内部者通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行う。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

また、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を設置し、各部署の日常的な業務状況の監査を実施するとともに監査役と連携し、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。

⑤ **次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

(イ) **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、毎月当社及び子会社の取締役による協議を開催し、子会社における重要な事象について報告を義務付ける。

(ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

(ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける職務分掌、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

(二) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室又はコンプライアンス室に報告するものとする。

監査室又はコンプライアンス室は直ちに監査役に報告を行うものとする。

また、当社グループは、当社グループの役職員が当社コンプライアンス・オフィサーに対し直接通報が可能なコンプライアンス通報窓口を設置する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者の任命を要請された場合については、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することで、取締役からの独立を確保するものとし、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。

⑧ **監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

⑨ **当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社の取締役及び使用人は業務執行に関する事項について、毎月1回開催される定例の取締役会にて当社監査役に報告するものとし、また、当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

さらに、当社は、社内報告体制に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

また、当社子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項及び法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。

⑩ **監査役への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループでは、当社監査役へ報告を行った者に対し、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を当社グループ会社の役職員に周知徹底する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用については、監査役の請求に応じてこれを支出する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当者は、監査役監査及び会計監査人の相互連携を実施するものとし、内部監査を実施する監査室が、内部監査結果を監査役に報告する。

また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり監査役が必要とする場合は、内部監査部門に対して調査を求めることができる。

会計監査人により行われる監査及び監査講評時に監査役及び内部監査担当者が同席し、意見・情報の交換を行う。

さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるものとする。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」において、「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わらない」ことを定め、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、そうした勢力による被害を防止することに努めるものとする。

(4) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の構築・整備を推進する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めており、当事業年度の主な運用状況は以下のとおりです。

- ① 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決議し、経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を10回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するとともに、監査役は重要な会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への順守について監査いたしました。
また、監査役は会計監査人及び監査室とも連携し定期的に会合するとともに、それぞれの監査情報の共有を行い監査の充実を図りました。
- ③ リスク管理委員会を12回開催し、報告されたリスクの情報共有に努めたほか、リスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。
- ④ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した内部監査計画に基づき関係会社を含めて内部監査及び内部統制評価を実施いたしました。
また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑤ 「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、グループ会社の管理・支援の強化に取り組みました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載されている金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率の表示桁未満は、四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,164,021	流動負債	4,526,965
現金及び預金	2,942,098	支払手形及び工事未払金等	3,161,172
受取手形及び完成工事未収入金等	4,221,509	1年以内返済予定長期借入金	115,200
電子記録債権	50,749	未払金	155,404
未成工事支出金	701,892	未払法人税等	239,594
商品及び製品	173,708	未成工事受入金	387,010
仕掛品	12,391	賞与引当金	198,724
原材料及び貯蔵品	9,933	役員賞与引当金	17,333
その他	54,461	株主優待引当金	4,580
貸倒引当金	△2,723	その他	247,946
固定資産	4,020,409	固定負債	786,725
(有形固定資産)	(1,992,621)	長期借入金	675,200
建物及び構築物	612,753	リース債務	3,359
機械装置及び運搬具	129,118	退職給付に係る負債	108,120
土地	1,214,449	その他	45
リース資産	5,803	負債合計	5,313,690
建設仮勘定	1,210	純資産の部	
その他	29,287	株主資本	6,572,619
(無形固定資産)	(1,229,097)	資本金	413,675
のれん	1,215,224	資本剰余金	698,570
その他	13,873	利益剰余金	5,470,383
(投資その他の資産)	(798,690)	自己株式	△10,009
投資有価証券	698,517	その他の包括利益累計額	298,120
差入保証金	14,944	その他有価証券評価差額金	316,564
繰延税金資産	62,555	退職給付に係る調整累計額	△18,443
その他	49,055	純資産合計	6,870,739
貸倒引当金	△26,383	負債及び純資産合計	12,184,430
資産合計	12,184,430		

連結損益計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
高 高 高 工 上 上 売 売 売 価 上 上 原 上 上	7,723,094	14,409,783
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	6,203,379	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	483,310	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	5,623,862	11,461,897
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	5,470,426	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	367,608	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	2,099,231	2,947,886
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	732,952	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	115,702	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上		2,047,449
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上		900,437
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	23,221	54,719
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	9,051	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	11,250	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	11,196	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	1,085	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	234	2,054
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	624	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	110	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上		953,101
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	37,549	37,549
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	699	10,110
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	812	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	8,598	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上		980,540
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	372,842	351,711
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上	△21,130	
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上		628,829
高 高 高 工 上 上 売 上 上 価 上 上 原 上 上		628,829

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	413,675	698,570	4,902,916	△10,009	6,005,151
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△61,362	—	△61,362
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	628,829	—	628,829
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	567,467	—	567,467
当 期 末 残 高	413,675	698,570	5,470,383	△10,009	6,572,619

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	311,860	△10,813	301,046	6,306,198
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△61,362
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	628,829
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,704	△7,630	△2,926	△2,926
当 期 変 動 額 合 計	4,704	△7,630	△2,926	564,541
当 期 末 残 高	316,564	△18,443	298,120	6,870,739

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結しております。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 4社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 佐賀安全産業 株式会社
株式会社 旭友
株式会社 大邦興産
株式会社 二チボー |

なお、株式会社二チボーは2020年8月31日に全株式を取得し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち株式会社二チボーの決算日は6月30日ですが、連結決算日での仮決算を行った計算書類を使用して連結決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時 価 の あ る も の…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の…… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|------------------|---------------|
| (イ) 未成工事支出金…………… | 個別法による原価法 |
| (ロ) 商品・原材料…………… | 移動平均法による原価法 |
| (ハ) 製品・仕掛品…………… | 総平均法による原価法 |
| (二) 貯蔵品…………… | 最終仕入原価法による原価法 |

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース）取引については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金

期末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えて、その損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

【追加情報】

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積もりについて)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う顧客需要の減少の影響を受け、化学品事業においては売上高減少等の影響が生じております。このような状況は、2021年度9月期末にかけて徐々に収束するものと仮定し、固定資産の減損会計等の会計上の見積もりを行っております。

なお、将来における業績値に基づく結果が、これらの見積もり及び仮定とは異なる可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	292,254千円
土	地	533,957千円
投 資 有 価 証 券		13,649千円
合	計	839,861千円

(2) 担保に係る債務

仕 入 債 務	13,649千円	
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	790,400千円	
合	計	804,049千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,600,199千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	発行済株式総数
普通株式	5,102,000株
第1回優先株式	2,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総 額 (千円)	1株当たり配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2019年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	45,362	9	2019年9月30日	2019年12月23日
	第1回 優先株式	利益剰余金	16,000	8	2019年9月30日	2019年12月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50,402	10	2020年9月30日	2020年12月21日
	第1回 優先株式	利益剰余金	16,000	8	2020年9月30日	2020年12月21日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な金融商品等に限定し、銀行からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程及び営業債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握することにより管理を行っております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金、設備投資資金及び関係会社株式取得資金であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,942,098	2,942,098	—
(2) 受取手形及び完成工事未収入金等	4,221,509	4,221,509	—
(3) 電子記録債権	50,749	50,749	—
(4) 投資有価証券	670,372	670,372	—
資産計	7,884,729	7,884,729	—
(1) 支払手形及び工事未払金等	(3,161,172)	(3,161,172)	—
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	(790,400)	(790,400)	—
負債計	(3,951,572)	(3,951,572)	—

- (注) 1. 負債で計上しているものは、() で表示しております。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
- 資産
- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び完成工事未収入金等、(3) 電子記録債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- 負債
- (1) 支払手形及び工事未払金等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）
長期借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
3. 非上場株式（連結貸借対照表計上額28,145千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	1,161円60銭
2. 1株当たり当期純利益	121円59銭

【企業結合に関する注記】

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ニチポー
事業の内容	地盤改良・地すべり対策・法面保護工事

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「環境にやさしく安全な社会の創造に向けてあくなき挑戦を続ける。」という経営理念のもと、地域に根ざした営業活動を積極的に推進し、80年培った防災・減災の技術と技術に裏付けされた商品・製品・サービスの提供を通じて地域社会に貢献することを目標に、事業を推進しております。

株式会社ニチポーは、九州全域で法面事業、及び地盤改良事業におきまして高い「技術力」と豊富な「実績」を有しており、また、環境に配慮しつつ安全で適切な工法を採用する真摯な姿勢をもって、地場お取引先と強固な信頼関係に基づく安定的な販路を構築しております。

今後、当社グループが主力とする建設事業の、特に法面工事におきまして、九州一円にネットワークを有する当社グループの営業力と双方の技術力の融合により受注機会の拡大等、大いにシナジー効果を発揮できるものと考え、株式の取得を実施することといたしました。

- (3) 企業結合日
2020年9月30日
 - (4) 企業結合の法的形式
株式取得
 - (5) 結合後企業の名称
名称の変更はありません。
 - (6) 取得した議決権比率
100.0%
 - (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。
2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2020年9月30日をみなし取得日としているため、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。
 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 1,700,000千円
取得原価 1,700,000千円
 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 95,584千円
 5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれんの金額
1,215,224千円
 - (2) 発生原因
取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。なお、当連結会計年度末において企業結合日におけ

る識別可能資産及び負債の特定が未了であるため、取得原価の配分は完了しておらず、のれんの金額は暫定的に算定された金額であります。

(3) 償却方法及び償却期間

効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	987,740千円
固定資産	60,588千円
資産合計	1,048,329千円
流動負債	563,553千円
固定負債	－千円
負債合計	563,553千円

7. 取得原価の配分

当連結会計年度において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率の表示桁未満は、四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,716,832	流動負債	3,757,884
現金及び預金	2,122,000	支払手形	1,437,480
受取手形	799,389	工事未払金	576,503
電子記録債権	39,606	買掛金	841,739
完成工事未収入金	2,101,290	1年以内返済予定長期借入金	115,200
売掛金	1,149,533	リース債務	2,444
未成工事支出金	281,395	未払金	146,661
商材	165,319	未払法人税等	187,342
原料	7,583	未払費用	55,343
仕掛品	5,728	未成工事受入金	35,863
貯蔵品	12,391	前受入金	57,908
その他	3,995	賞与引当金	180,000
貸倒引当金	29,598	役員賞与引当金	13,980
	△1,000	株主優待引当金	4,580
固定資産	4,530,093	その他	102,835
(有形固定資産)	(1,940,053)	固定負債	759,037
建物	596,185	長期借入金	675,200
構築物	14,051	リース債務	3,359
機械装置	97,930	退職給付引当金	80,478
車両運搬具	5,370	負債合計	4,516,921
工具器具備品	26,093	純 資 産 の 部	
土地	1,193,409	株主資本	6,413,439
リース資産	5,803	資本金	413,675
建設仮勘定	1,210	資本剰余金	698,570
(無形固定資産)	(11,638)	資本準備金	500,000
電話加入権	10,648	その他資本剰余金	198,570
その他	990	利益剰余金	5,311,203
(投資その他の資産)	(2,578,401)	その他利益剰余金	5,311,203
投資有価証券	687,243	繰越利益剰余金	5,311,203
関係会社株式	1,831,696	自己株式	△10,009
長期前払費用	86	評価・換算差額等	316,564
差入保証金	12,030	その他有価証券評価差額金	316,564
破産更生債権等	4,216	純資産合計	6,730,004
繰延税金資産	26,429	負債及び純資産合計	11,246,925
その他	42,153		
貸倒引当金	△25,453		
資産合計	11,246,925		

損 益 計 算 書

(自 2019年10月 1 日)
(至 2020年 9 月30日)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上高	6,828,674	13,609,286
完	成	6,292,505	
商	品	488,106	
製	原		
上	工	5,159,924	10,970,463
完	成	5,442,930	
商	品	367,608	
製	品		
上	工		
完	成	1,668,749	2,638,823
商	品	849,575	
製	品	120,498	
費	及		1,807,026
業	業		831,797
外	収	23,283	61,422
取	利	9,275	
取	取	17,136	
支	外	11,727	
支	払	1,085	
リ	一	180	891,226
そ	ス	624	
の	解	102	
の	の		
別	利		37,549
投	有	37,549	
資	損		
固	定	609	10,020
投	資	812	
投	有	8,598	
引	前		918,755
法	当		
人	期	311,239	297,542
法	純	△13,696	
当	純		621,212

株主資本等変動計算書

(自 2019年10月1日)
(至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	413,675	500,000	198,570	4,751,353	△10,009	5,853,589
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	-	-	-	△61,362	-	△61,362
当 期 純 利 益	-	-	-	621,212	-	621,212
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	559,850	-	559,850
当 期 末 残 高	413,675	500,000	198,570	5,311,203	△10,009	6,413,439

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	311,860	311,860	6,165,449
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	-	-	△61,362
当 期 純 利 益	-	-	621,212
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,704	4,704	4,704
当 期 変 動 額 合 計	4,704	4,704	564,554
当 期 末 残 高	316,564	316,564	6,730,004

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 未成工事支出金……………個別法による原価法
- ② 商品・原材料……………移動平均法による原価法
- ③ 製品・仕掛品……………総平均法による原価法
- ④ 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース）取引については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

期末手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えて、その損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	292,254千円
土 地	533,957千円
投資有価証券	13,649千円
関係会社株式	1,795,584千円
合 計	2,635,445千円

(2) 担保に係る債務

仕入債務	13,649千円
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	790,400千円
合 計	804,049千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,452,675千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 183,740千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	531,384千円
仕 入 高	130,202千円
営業取引以外の取引による取引高	8,729千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	61,762	-	-	61,762

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,057千円
賞与引当金	54,828千円
退職給付引当金	24,513千円
投資有価証券評価損	44,904千円
その他	48,621千円
繰延税金資産小計	180,925千円
評価性引当額	△57,316千円
繰延税金資産合計	123,608千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△97,156千円
その他	△23千円
繰延税金負債合計	△97,179千円
繰延税金資産(負債)の純額	26,429千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
子会社	佐賀安全産業(株)	所有 直接 100.0%	工事の請負 商品の販売 製品の販売 工事の外注 事務の受託 倉庫の賃貸 機器の賃貸 諸経費の立替 役員の兼務	工事の請負(注1)	126,939	完成工事未収入金	27,638
				商品の販売(注1)	59,414	売掛金	8,813
				製品の販売(注1)	4,735	受取手形	10,573
				工事の外注(注2)	4,200	—	—
				事務の受託(注3)	1,440	その他流動資産	286
				倉庫の賃貸(注3)	599		
				機器の賃貸(注3)	78		
				諸経費の立替	136		
				子会社	(株)旭友		
				商品の販売(注1)	111,143	売掛金	32,804
				工事の外注(注2)	94,100	—	—
				機器の賃貸(注3)	1,119	—	—
子会社	(株)大邦興産	所有 直接 100.0%	工事の請負 商品の販売 製品の販売 商品の仕入 工事の外注 事務の受託 事務所の賃貸 機器の賃貸 諸経費の立替 資金の援助 役員の兼務	工事の請負(注1)	3,020	—	—
				商品の販売(注1)	225,145	売掛金	56,602
				製品の販売(注1)	60	受取手形	45,860
				商品の仕入(注2)	1,792	—	—
				工事の外注(注2)	30,109	—	—
				事務所の賃貸(注3)	4,560	その他流動資産	1,161
				事務所の賃貸(注3)	780		
				機器の賃貸(注3)	41		
				諸経費の立替	626		
				資金の貸付(注4)	60,000		
				資金の回収(注4)	60,000	—	—
				利息の受取(注4)	111	—	—

取引条件及び取引決定方針等

- (注1) 佐賀安全産業(株)、(株)旭友及び(株)大邦興産への売上については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注2) 佐賀安全産業(株)、(株)旭友及び(株)大邦興産からの仕入については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- (注3) 事務受託に係る手数料、事務所・倉庫・機器の賃貸については、市場価格等を勘案して、価格交渉の上、決定しております。
- (注4) 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注5) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,133円68銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 120円08銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率の表示桁未満は、四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

日本乾溜工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳野 博之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 博之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本乾溜工業株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本乾溜工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月25日

日本乾溜工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳野 博之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 茨田 博之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本乾溜工業株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月26日

日本乾溜工業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 江 上 純 ㊟

監 査 役 永 原 豪 ㊟

監 査 役 熊 谷 善 昭 ㊟

(注) 監査役 永原豪及び監査役 熊谷善昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しており、安定的な経営基盤の確保に努め、株主配当につきましても、安定的に継続することを基本方針としております。

第83期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び財務状況並びに株主の皆様への利益配分等を総合的に勘案し、普通株式の普通配当を2円00銭増配し、1株当たり10円00銭の配当といたしたいと存じます。

なお、第1回優先株式につきましては、発行要領の定めに従い1株当たり8円00銭の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

株式の種類	1株当たり金額	配当金の総額
当社普通株式	10円00銭	50,402,380円
当社第1回優先株式	8円00銭	16,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月21日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
1	伊東 幸夫 (1963年8月23日生) 再任	1982年4月 正晃化学薬品株式会社（現正晃株式会社）入社 1992年10月 当社入社 2007年10月 当社佐賀支店長 2012年12月 当社執行役員佐賀支店長 2013年10月 当社執行役員営業統括部長 2015年10月 当社執行役員営業統括部長・建設事業部長 2015年12月 当社取締役営業統括部長・建設事業部長 2017年8月 当社代表取締役社長事業本部長 2017年10月 当社代表取締役社長事業本部長・建設事業部長 2020年10月 当社代表取締役社長営業本部長（現任） 現在に至る	7,200株
(取締役候補者とした理由) 伊東幸夫氏は、長年にわたり主力である建設事業に従事し、佐賀支店長、営業統括部長、建設事業部長を歴任し、その間、地域子会社の設立に参画し、2012年12月からは執行役員、2015年12月から取締役、2017年8月からは代表取締役社長を務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	大谷 友昭 (1960年12月2日生) 再任	1984年4月 株式会社福岡銀行入行 2010年4月 同行融資部部長 2011年4月 同行本店営業部コーポレート営業第三部長 2013年4月 同行融資統括部長 2015年4月 同行パブリックソリューション部長 2016年4月 株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行） 取締役常務執行役員 2018年4月 ふくぎん保証株式会社代表取締役社長 2018年11月 当社入社顧問 2018年12月 当社専務取締役管理本部長 2019年7月 当社専務取締役経営管理本部長（現任） 現在に至る	1,300株
(取締役候補者とした理由) 大谷友昭氏は、長年にわたり株式会社福岡銀行において銀行業務に従事するなど、地場大手企業で培った豊富な経験と見識を有していること、また、2018年12月の取締役就任以来、管理部門を牽引してきた実績と経営全般に関する豊富な経験と知見を有することから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
3	ご とう のぶ ひろ 後 藤 信 博 (1959年9月1日生) <input type="checkbox"/> 再 任	1982年 4月 当社入社 1996年 4月 当社経営管理室課長 1996年 11月 当社経営管理部企画課長 2001年 10月 当社総務企画グループ長 2004年 12月 当社執行役員総務企画グループ長 2005年 4月 当社執行役員総務企画部長 2014年 12月 当社取締役総務企画部長 2016年 10月 当社取締役総務部長 2019年 1月 当社取締役化学品事業部長・黒崎工場長 2020年 10月 当社取締役黒崎工場長（現任） 現在に至る	18,300株
		(取締役候補者とした理由) 後藤信博氏は、長年にわたり総務部門長を務め、2004年12月からは執行役員、また、2014年12月からは取締役を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。	
4	いま だ のぶ や 今 田 暢 也 (1962年3月15日生) <input type="checkbox"/> 再 任	1982年 4月 当社入社 1993年 6月 当社佐世保出張所長 2000年 6月 当社佐賀支店営業二課長 2002年 6月 当社長崎支店営業二課長 2004年 12月 当社長崎支店長 2012年 12月 当社執行役員長崎支店長 2013年 10月 当社執行役員技術工事統括部長 2015年 12月 当社取締役技術工事統括部長 2017年 10月 当社取締役建設事業部工事統括部長 2019年 6月 当社取締役建設事業部工事統括部担当 2020年 10月 当社取締役（広域工事部管掌）（現任） 現在に至る	5,300株
		(取締役候補者とした理由) 今田暢也氏は、長年にわたり主力である建設事業に従事し、2012年12月からは執行役員、また、2015年12月からは取締役を務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
5	<p style="text-align: center;">たぶきかずしげ 田吹一茂 (1962年6月26日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1985年4月 当社入社 1999年4月 当社総務部総務課長 2005年6月 当社総務企画部副部長 2005年10月 当社営業推進部副部長・防災関連推進担当室長 2006年10月 当社防災安全部副部長 2012年4月 当社北九州防災安全部長 2015年12月 当社執行役員防災安全事業部長・防災安全推進部長・北九州防災安全部長 2016年12月 当社取締役防災安全事業部長・防災安全推進部長 2020年10月 当社取締役防災安全推進部長・北九州防災安全部長（営業本部管掌）（現任） 現在に至る</p>	3,200株
<p>(取締役候補者とした理由) 田吹一茂氏は、防災安全事業部門に従事し、2015年12月からは執行役員および同事業部門の責任者を、また、2016年12月からは取締役に務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
6	<p style="text-align: center;">あらかつよし 荒木強 (1967年3月25日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1987年4月 株式会社金剛建機（現金剛株式会社）入社 1994年10月 当社入社 2010年7月 当社熊本支店長 2016年10月 当社福岡本社営業部長 2017年8月 当社執行役員営業統括部長・建設事業部長 2017年12月 当社取締役建設事業部営業統括部長・福岡ブロック長 2019年1月 当社取締役建設事業部営業統括部長 2020年10月 当社取締役南九州ブロック長（営業本部管掌）（現任） 現在に至る</p>	2,900株
<p>(取締役候補者とした理由) 荒木強氏は、長年にわたり主力である建設事業の営業を担当し、2017年8月からは執行役員、同年12月からは取締役に務めており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
7	<p>はる やま くす お 春 山 九州男 (1944年9月13日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1973年4月 福岡県弁護士会登録 1974年4月 春山法律事務所開設代表弁護士(現任) 1992年4月 福岡県弁護士会副会長 2000年4月 福岡県弁護士会会長 2001年4月 日本弁護士連合会副会長 2002年4月 福岡県弁護士会常議員会議長 2003年6月 ふくおか債権回収株式会社取締役 2012年4月 公益財団法人アクロス福岡理事(現任) 2018年12月 当社社外取締役(現任) 現在に至る</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>春山九州男氏は、企業法務におけるコンプライアンスの分野を専門とする弁護士であることから、豊富な経験と高い専門的な知見を有しており、また、過去にふくおか債権回収株式会社において同社の取締役として経営に関与していることから、社外取締役として当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は、当社取締役としてその職責を適切に果たされておりますので、社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 春山九州男氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、春山九州男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、春山九州男氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
1	<p>おお つか みち お 大 塚 道 夫 (1959年10月22日生)</p> <p>新任</p>	<p>1983年 4月 株式会社福岡銀行入行 2009年 4月 同行柳川支店支店長 2014年 11月 福岡商事株式会社取締役部長 2016年 4月 福銀事務サービス株式会社常務取締役 2020年 4月 当社入社顧問（現任） 現在に至る</p>	<p>一株</p>
	<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>大塚道夫氏は、長年にわたり株式会社福岡銀行において銀行業務に従事し、過去に福岡商事株式会社、福銀事務サービス株式会社の取締役として経営に関与しており、地場企業で培った経験と見識を有していることから、当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。</p>		
2	<p>くま がえ よし あき 熊 谷 善 昭 (1980年9月29日生)</p> <p>再任</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p>	<p>2004年 10月 第二東京弁護士会にて弁護士登録 2005年 12月 福岡県弁護士会に登録換え 徳永・松崎・斉藤法律事務所入所 2011年 4月 同法律事務所パートナー弁護士 2013年 8月 公益財団法人九配記念育英会理事（現任） 2016年 1月 徳永・松崎・斉藤法律事務所マネージングパートナー弁護士（現任） 2016年 6月 公益財団法人福岡労働衛生研究所理事（現任） 2019年 3月 当社社外監査役（現任） 現在に至る</p>	<p>一株</p>
	<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>熊谷善昭氏は、企業法務におけるコンプライアンスの分野を専門とする弁護士であることから、高い専門的な知見を有しており、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
3	<p>こだま くに やす 児玉 邦 康 (1972年7月23日生)</p> <p>新任 社外監査役 独立役員</p>	<p>1996年10月 株式会社プライムシステム開発入社 1997年8月 中央監査法人入所 2001年4月 公認会計士登録 2003年6月 公認情報システム監査人(CISA)登録 2005年5月 税理士登録 2005年8月 児玉公認会計士事務所所長 2007年8月 如水監査法人代表社員(現任) 2013年3月 有限責任事業組合如水コンサルティング代表社員(現任) 2013年5月 如水税理士法人代表社員(現任) 現在に至る</p>	一株
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>児玉邦康氏は、公認会計士・税理士として培われた専門的な知見に加え、豊富な経営コンサルティングの経験と見識を有しており、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、熊谷善昭氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所のマネージングパートナー弁護士であり、当社は、同法律事務所に所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。
2. 熊谷善昭、児玉邦康の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、熊谷善昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
- また、児玉邦康氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の当該契約を締結する予定であります。
4. 熊谷善昭氏の当社社外監査役就任期間は本總會終結の時をもって1年9ヶ月となります。
5. 当社は、熊谷善昭氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- また、当社は児玉邦康氏が、社外監査役に選任された場合、同氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
いけださおり 池田早織 (1983年6月8日生)	2010年12月 福岡県弁護士会登録 2011年1月 徳永・松崎・斉藤法律事務所入所 2017年10月 西南学院大学非常勤講師 現在に至る	一株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 池田早織氏は、企業法務におけるコンプライアンスの分野を専門とする弁護士であることから、高い専門的な知見を有しており、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、当社の経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたしました。		

(注) 1. 補欠の監査役候補者 池田早織氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は、徳永・松崎・斉藤法律事務所の弁護士であり、当社は、同法律事務所に所属するその他の弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

2. 池田早織氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 当社は、本議案が原案どおり承認され、また、池田早織氏が社外監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を同氏との間で締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役7名（うち社外取締役1名）及び監査役3名に対し、役員賞与として、支給総額13,980,000円（取締役分13,450,000円（うち社外取締役分350,000円）、監査役分530,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内略図



会 場

当社本店三階会議室
福岡市東区馬出一丁目11番11号
TEL (092) 632-1050

交通のご案内

J R

鹿児島本線吉塚駅より徒歩約7分

地下鉄

箱崎線馬出九大病院前駅
3番出口より徒歩約1分

西鉄バス

警察本部前バス停より徒歩約2分

(お願い)

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

